

八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震診断を実施する所有者に対し、予算の範囲内において、八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業（以下「派遣事業」という。）による耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことによって耐震化を促進するとともに、地震に対する安全意識の向上を図り、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建住宅、長屋住宅又は、共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき耐震診断技術者が建築物の耐震性について判定する診断、その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する建築士
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

(派遣対象木造住宅)

第3条 派遣の対象となる木造住宅（以下「派遣対象木造住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既に本市の耐震診断に関する要綱に基づき耐震診断を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (2) 現に居住している又は、これから居住するもの。

(派遣対象者)

第4条 派遣の対象となる者（以下「派遣対象者」という。）は、前条に規定する派遣対象木造住宅の所有者とする。

(事業内容)

- 第5条 市は、派遣対象者が行う耐震診断に対し、予算の範囲内において耐震診断技術者を派遣する。
- なお、診断費用については、市が次の各号に定める額を当該耐震診断技術者に支払い、残りは派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担するものとする。
- (1) 耐震診断に要した費用の11分の10以内かつ、1戸につき50,000円又は1,100円/㎡のいずれか低い額を限度とする。
 - (2) 長屋住宅又は共同住宅については、前号に加えて、全体で200,000円を限度とする。
- 2 前項の市が支払う額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(派遣事業の申請)

- 第6条 申請者は、耐震診断技術者等派遣事業申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- ただし、当該建築物について申請者以外に所有者又は、占有者がいる場合においては、当該建築物の耐震診断を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていることを前提とし、次の各号に掲げる書類を添えて提出すること。
- (1) 当該建築物の所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意書（様式第2号）又は、協議が整っていることが確認できる書類
 - (2) 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者の同意書（様式第2号）

(派遣事業の決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、耐震診断技術者の派遣を決定（以下「派遣の決定」という。）し、耐震診断技術者等決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、耐震診断技術者の派遣について条件を付することができる。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、耐震診断技術者等不決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

- 第8条 派遣された耐震診断技術者は、前条第1項の規定により派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という）が、当該通知書を受け取った日から90日以内に、耐震診断に着手するよう派遣決定者と調整し、着手したときは直ちに着手届（様式第5号）により市長に届出なければならない。

(派遣事業申請の取下げ)

- 第9条 派遣決定者は、事情により耐震診断を中止する場合は、耐震診断の着手までに耐震診断技術者等派遣事業申請取下届（様式第6号）により市長に届出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による耐震診断技術者派遣事業申請取下届の届出があったときは、第7条第1項の派遣の決定が取り消されたものとみなす。

(耐震診断の中止)

第10条 派遣決定者は、耐震診断の着手後において、やむを得ない事情等により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに耐震診断等中止届（様式第7号）により市長に届出なければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。

2 市長は、前項の規定による耐震診断中止届の届出があったときは、第7条第1項の派遣の決定が取り消されたものとみなす。

(耐震診断の報告)

第11条 派遣された耐震診断技術者は、耐震診断終了後、第7条第1項の規定による派遣の決定の通知を受けた年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、完了報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により派遣事業を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 派遣事業の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、耐震診断技術者決定取消通知書（様式第9号）により派遣決定者に通知するものとする。

(市負担金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により派遣の決定を取り消した場合において、既に市が当該耐震診断に負担している額を、返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

(派遣決定者に対する指導)

第14条 市長は、派遣決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱(以下「要綱」という。)第 15 条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(派遣事業申請時の必要書類)

第2条 要綱第 6 条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 6 条第 4 項に規定する当該建築物の確認済書の写し
- (2) 法第 7 条第 5 項に規定する当該建築物の検査済証の写し
- (3) 前 2 号の書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認または推測できるもの
- (4) 当該建築物の所有者が確認できるもの
- (5) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- (6) 委任者がいる場合は委任状
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(耐震診断報告時の必要書類)

第 3 条 要綱第 11 条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 完了報告書(写真を添付すること)
- (2) 耐震診断費用に係る領収書の写し
- (3) 耐震診断費の請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。